

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく 要請について（6月13日（土）以降）

1 要請を開始する日

令和2年6月13日（土）

2 要請する区域

群馬県内全域

3 ガイドライン警戒度

6月13日（土）から警戒度「1」に移行

4 ガイドライン警戒度「1」における要請の概要

【社会経済活動再開のガイドライン「4段階の警戒度と行動基準」より】

警戒度		個人			事業者		【参考】 学校
区分	状態	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	×	×	×	・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (7割目標)	×
3	県内では感染リスクが抑制されているが都内では依然として感染リスクが高い	△	×	△ 10人以下のものは可	一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (5割目標)	×
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	△	△	△ 50人以下のものは可	全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (3割目標)	△
1	県内、都内ともに感染リスクが低い	○	△ 6/18まで5都道県への不要不急の往来は不可	△ 3週間ごとに段階的に緩和	全面解除	テレワークの推奨	△→○ 分散(週5) →通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底

※2 国の基本的対処方針に基づき、今回の要請では「県外移動」、「イベント」を○→△に修正

5 県民の皆様への要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1)外出について

- ・すべての人が、混雑した場所にはできるだけ行かないようご協力をお願いします。
- ・高齢者や基礎疾患のある方については、外出の際は人との身体的距離を確保し、距離の確保が難しい機会は極力減らしてください。
- ・外出の際は「(4)新しい生活様式の実践について」に掲げる事項を厳守してください。

(2)県外への移動について

- ・5月25日まで緊急事態宣言の対象区域となっていた5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への不要不急の往来は、6月18日までは控えてください。

(3)イベント等の開催、参加について

- ・イベントの開催にあたっては、開催の時期にあわせて、以下表に掲げる参加人数、収容率の範囲内としてください。いずれの段階においても、別表に掲げる適切な感染防止対策を徹底いただくようお願いします。

【イベントの開催制限】

期間	コンサート、展示会等		プロスポーツ等	地域の行事 (お祭り等)
	屋内	屋外		
6/13～	1,000人	1,000人	無観客	コンサート、展示会等の屋内、屋外と同様の基準
	50%以内	十分な間隔		
7/10～	5,000人	5,000人	5,000人	特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
	50%以内	十分な間隔	50%以内	
8/1～	上限なし	上限なし	上限なし	
	50%以内	十分な間隔	50%以内	

※1 上段は「人数上限」、下段は「収容率」を示す。

※2 「人数上限」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

※3 「十分な間隔」はできれば2mを確保する。

※4 全国的・広域的なお祭り・野外フェス等は延期または中止とするなど、慎重な対応を求める。

(4)「新しい生活様式」等の実践について

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策については、引き続き継続した取り組みをお願いします。
- ・政府専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。

6 事業者の皆様への要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1) 感染防止対策の徹底について

- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ガイドライン未作成の業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。
 - ※1 政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。
 - ※2 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドライン等を参考として、適切な感染防止対策を講じてください。

(2) 勤務形態等について

- ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。
- ・高齢者施設や病院等については、面会の再開にあたって、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	・十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する
	・入退出時、集合場所等での十分な間隔の確保(約2m間隔の確保)
	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)
	・大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定 等)
	・店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

人との接触を8割減らす、10のポイント

誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。

新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理

も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

各業界・施設毎の 「感染症対策ガイドライン」 作成例

- ① 映画館、公会堂、演芸場、展示場等
- ② 博物館、美術館、図書館等
- ③ 学習塾、各種教室等
- ④ 飲食店等
- ⑤ 物品販売業(スーパー、百貨店等)
- ⑥ 理美容ほか対人サービス業
- ⑦ ホテル、旅館
- ⑧ 公共交通等
- ⑨ 製造事業場

令和2年5月
群馬県産業経済部

【例①】映画館、公会堂、演芸場、展示場等

【留意点】

- ・開催する催物(イベント等)に関しては、催物(イベント等)の開催制限に応じて、参加する者が比較的少人数(最大50人程度)のもの等に限定すること。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・ 十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や換気
- ・ 大声の発声、歌唱や声援、近接した場所での会話を避ける(イベント等)。



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・ 利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
- ・ 共用物品、設備の消毒
- ・ キャッシュレスの利用
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応

など

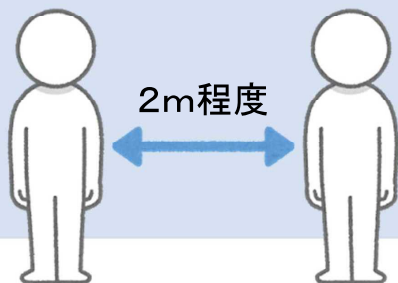
【例②】博物館、美術館、図書館等

【留意点】

- ・施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保する。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・ 十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する。または、密集が発生しないような展示配置とする
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
 - ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
 - ・ 利用者に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
 - ・ 共用物品、設備の消毒
 - ・ キャッシュレスの利用
 - ・ 従業員の衛生対策の徹底
 - ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応
- など

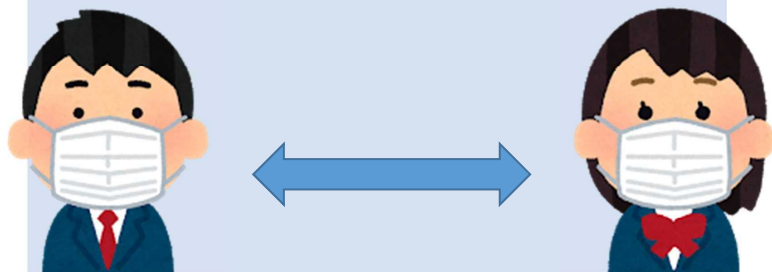
【例③】学習塾、各種教室等

【留意点】

- ・利用者同士の間にはパーテーションを設けるなど、対面機会を最小限にする。
- ・利用人数、滞在時間の制限を行う。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 少人数で滞在時間の制限
- ・ 四方を空けた席配置
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
 - ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
 - ・ 利用者に対し、こまめな手洗いの励行
 - ・ 共用物品、設備の消毒
 - ・ 従業員の衛生対策の徹底
 - ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応
- など

【例④】飲食店等

【留意点】

- ・徹底した感染予防対策を講じた上で、営業することとし、酒類の提供時間についても配慮する。

「三密」環境を徹底的に排除

- ・ こまめな換気
- ・ 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷等における多人数での使用を控える
- ・ 座席の間にパーテーションを設ける、又は座席の間隔を十分に空ける
- ・ 近距離での会話や大声を避けるなど



衛生面や健康面の管理を徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 利用客に対し、入店時の手洗い、手指消毒の励行(可能な場合は検温も)
- ・ 利用客の入替時の適切な消毒や清掃
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・ 共用物品、設備の消毒。
- ・ キャッシュレスの利用
- ・ 使用済み食器やゴミの適切な処理
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など



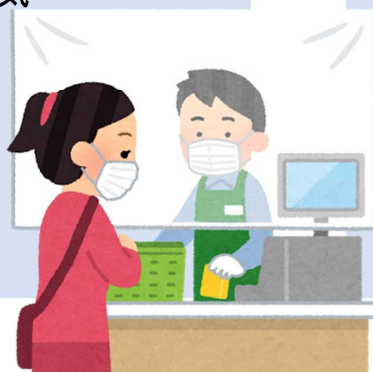
【例⑤】物品販売業(スーパー、百貨店等)

【留意点】

- ・従業員と客との間にパーテーションを設けるなど、対面機会を最小限にする。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・ レジ等で間隔を空ける(床に印をつける等)
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・ 利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
- ・ 共用物品、設備の消毒
- ・ キャッシュレスの利用
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など

【例⑥】理美容ほか対人サービス業

【留意点】

・従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなど、対面機会を最小限にする。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 予約制の採用などによる滞在時間の短縮
- ・ 四方を空けた席配置
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・ 利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
- ・ 共用物品、設備の消毒
- ・ キャッシュレスの利用
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など

【例⑦】ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)

【留意点】

・開催する催物(イベント等)に関しては、催物(イベント等)の開催制限に応じて、参加する者が比較的少人数(最大50人程度)のもの等に限定すること。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・ 十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や頻繁な換気
- ・ 大声の発声、歌唱や声援、近接した場所での会話を避ける(イベント等)。



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・ 利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
- ・ 共用物品、設備の消毒
- ・ キャッシュレスの利用
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など

【例⑧】公共交通等

【留意点】

- ・人と人との十分な間隔の確保に努める。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 時差出勤の推奨
- ・ 座席間隔に留意
- ・ 集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・ 共用物品、設備の消毒。
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など

【例⑨】製造事業場

【留意点】

- ・一定の距離(2mを目安に)を保てるよう、作業空間と人間配置について最大限の見直しを行う。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 管理部門を中心にテレワークや時差出勤等の活用
- ・ 一定の距離(2mを目安に)を保てるよう、作業空間と人間配置を見直す
- ・ 食堂等において人と人との十分な間隔を確保する。または、対面で座らないようにする。
- ・ 屋内休憩スペースは、十分な間隔の確保や常時換気を行う。
- ・ 混雑や接触を避けるため、ロッカールームをグループごとに別々の時間帯で使用する。

衛生面や健康面の管理徹底

- ・ マスクの着用
- ・ 工程ごとに区域を整理し、往来を最小限にする。
- ・ 共用物品、設備の消毒。
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など

